

令和7年度 第12回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和8年3月10日(火) 午後2時55分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(1名)	8番 清水 武敏 委員			
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第48号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第49号議案 非農地の決定について			
報告事項	第1号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第12回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号14番の河井勝重 推進委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。</p> <p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについて皆さんにお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号11番の蔵本孝広委員、議席番号12番の山上真治委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項 第1号 公共事業の施工に伴う附帯施</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」、事務局より説明してください。</p> <p>会議書2頁です。報告事項第1号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告に</p>

設設置に係る農地転用報告について

ついて」を説明します。

次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。

(資料は 2-1 頁～2-4 頁)

番号 1 届出人は、倉吉市の鳥取県中部総合事務所長、鳥取県です。土地の所在は、①の田後地内と、②のはわい長瀬地内の 2 か所の届出です。まず、①大字田後——。地目は田。面積は 790 m²。地権者は記載のとおりです。

次に、②のはわい長瀬字——の記載の 3 筆。地目は、いずれも畑。面積は、それぞれ全体面積のうち、記載のとおり一部面積です。地権者は記載のとおりです。

概要について、所管課は、中部総合事務所県土整備局●●課。工事名は、国道 179 号はわいバイパス改良工事。転用目的は、①の田後地内は、土砂、資材等の仮置場として使用。②のはわい長瀬地内は、通路等として使用するものです。期間は、①、②ともに令和 8 年 2 月 2 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 1 年 2 か月間で、この期間内に工事完了及び農地復元するものです。施工業者は、①の田後地内は、株式会社●●。②のはわい長瀬地内は、株式会社●●です。

頁をめくっていただき、2-1 頁が①田後地内の航空写真の位置図で、中央やや左側に赤色で囲っている箇所です。申請地の隣接西側がはわいバイパスが設置されるようになります。分筆状況によりその状況がわかるかと思えます。次の 2-2 頁が、①田後地内の土地利用計画図です。下側が北の方角になります。土砂等の仮置きについては、配置予定ということでご確認ください。

次に、2-3 頁をお願いします。②のはわい長瀬地内の航空写真の位置図です。中央付近に赤色で 1,2,3 と示しています 3 か所です。わかりにくいかも知れませんが、3 筆とも全体面積を青線で囲み、一時転用部分を赤線で囲っています。申請地の右側に見える白色の建物は、JA 関連施設です。この施設への出入りは、申請地の北側の——番地内に通路が設置してありますが、バイパス工事期間中、この本来の通路が使用できなくなることから、施設への仮設通路や工事関係車両駐車スペースとして使用するものです。次の 2-4 頁が②はわい長瀬地内の土地利用計画図です。3 筆それぞれの全体面積を青線で囲み、一時転用部分を赤線で囲っています。①の田後地内は、全体の一時転用ですが、この②のはわい長瀬地内は、一部面積の一時転用であるため、2 月末に事務局において現地を確認し、本日の現地調査委員にも調査案件の道中において、現地を見ていただいております。この届出どおり赤色部分には真砂土が敷かれ、現在一時転用中でした。

<p>4 議事 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>以上で、報告事項の説明が終わりました。これは報告事項でございますので、皆様のご承認をお願い致しますが、皆さんからお尋ねがございましたら、挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>なお、本日の現地調査時に現場を見てきております。報告どおりに一時転用されていることを確認してきました。</p> <p>それでは質疑が無いようですので、報告事項は終わります。</p> <p>次に、日程 4.議事に移ります。議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。</p> <p>会議書 3 頁です。議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、下浅津●●。譲受人は、宮内●●。土地の所在は、大字下浅津——と——の 2 筆。2 筆とも台帳地目、現況地目、利用状況いずれも田。面積は記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 3,290 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。中央下側に赤色で囲っている 2 筆です。番号 1 の案件は以上です。</p> <p>再度、3 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 3-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、東京都西多摩郡●●。譲受人は、宮内●●。土地の所在は、大字藤津——。台帳地目、現況地目、利用状況いずれも畑。面積は 2,296 m²です。権利取得後の経営面積は 68 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-2 頁が航空写真の位置図です。中央下側に、赤色で示している箇所です。番号 2 の案件は以上です。</p> <p>再度、3 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 3-3 頁)</p> <p>番号 3 譲渡人は、兵庫県宝塚市●●。譲受人は、原●●。土地の所在は、大字原——。台帳地目、現況地目、利用状況いずれも田。面積は 2,522 m²です。権利取得後の経営面積は 98 アールで、贈与による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-3 頁が航空写真の位置図です。右</p>
---	------------------------------------	---

<p>議案 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p>	<p>側付近に、赤色で示している箇所です。番号 3 の案件は以上です。</p> <p>再度、3 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 3-4 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、兵庫県宝塚市●●。譲受人は、原●●。土地の所在は、大字原地内の記載の 3 筆。台帳地目、現況地目、利用状況いずれも畑。面積は記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 163 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-4 頁が航空写真の位置図です。左側付近に、1,2,3 と赤色で示している 3 か所です。番号 4 の案件は以上です。</p> <p>以上、4 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>次に、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、本議案は、2 件の案件がございます。案件ごとに説明と現地調査の報告をしていただきます。質疑は一括してお受けします。それでは、申請番号 1 の案件について、事務局より説明してください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>会議書 4 頁です。議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、4-1 頁～4-4 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在、はわい長瀬——。地目は畑。転用面積は、一時転用で 612 m²です。転用計画の用途は、その他の業務用地で、施設概要は、資材置場としての使用です。借人は、倉吉市の株式会社●●。貸人は、水下●●です。契約内容は、賃借権の設定。立地基準の判定に係る農地区区分及び決定根拠は、農振農用地区域内の農地です。許可根拠規定は、一時転用です。本来、</p>

		<p>農振農用地区域内の農地については、転用はできませんが、例外的に許可できるものとして、仮設工作物の設置など、一時的に利用を行うもの。農振計画に支障を及ぼさないことを担保する観点から、3年以内の期間であれば、一時的な利用に該当するとされているためです。なお、このことについては、許可権者である県とも事前協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資、有です。</p> <p>事業内容は、国道179号はわいバイパス改良工事に伴う、舗装工に使用する砕石1,460 m³の仮置き場として使用するものです。先ほどの報告事項にありました県工事関連の施工業者の1社がありますが、この資材置場の確保については、県の主導ではなく、施工業者自らが土地を選定し、施工業者と地権者との間で賃貸借契約をすることから、この5条申請が必要となるものです。使用にあたっては、隣接農地から1 m以上離し、ブルーシートを敷いたうえで砕石を仮置きするものです。一時転用期間は、令和9年3月31日までの約1年間で、期間内に農地に復元します。農業振興地域整備計画に支障がないこと、この一時転用について異存がないことを町から回答を得ています。土地改良区とも協議し、書面まではありませんが、一時転用について承諾済です。また、申請地の東側及び南側の隣接農地所有者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1頁が航空写真の位置図です。中央やや左側に赤色で囲っている箇所です。黄色がかかっているのが、農振農用地区域であり、申請地も農用地区域内にあります。なお、この資材置場の設置については、はわいバイパス改良工事に伴うものであり、実際の工事個所としては、JA 関連施設前辺りになります。工事個所からは離れておりますが、この申請地を選定した理由として、次のことを申請者から確認しています。</p> <p>工事個所周辺で適地を探されましたが、接続している道路の幅が狭いこと、道路との段差が大きいこと、大型車両の進入が困難であること、大型車両の通行により接続道路が破損する恐れがあることから、やむなく申請地を選定されたものです。ちなみに、申請地の西側隣接道路は、この写真を見てもわかるように、かなりのスペースがあり、現在工事関係の大型ダンプ等が往来している状況にあります。</p> <p>次の4-2頁が現地の写真です。左の写真は申請地を北側から、右の写真は南西側から撮影しています。耕作まではされていませんが、除草などの管理はされています。</p> <p>次の4-3頁が公図です。縦に見ていただきます。申請地を黄色で、道路を茶色、水路を青色で示しています。申請地の隣接東側の——番と、南側の——番の農地所有者の同意書が添付されて</p>
--	--	---

	<p>(議長)</p> <p>下田委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>います。</p> <p>次の4-4頁が土地利用計画図です。左側の赤色太線で示してあるのは、町道路線であることを意味します。申請地の車両出入口には敷鉄板を設置、隣接地からは1 m以上離して、ブルーシートを設置したうえで、砕石、高さは2 mを仮置きするものです。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。なお、農地法第5条第2項各号の一つにある農振農用地区域内の農地ではありますが、冒頭説明しましたとおり例外的に許可できる3年以内の一時転用であり、期間満了時には農地に復元することから、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>申請番号1の説明が終わりました。続いて、現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号2番の下田健一委員より報告をしてください。</p> <p>申請地の周囲には、水路はなく、周辺農地への影響もありません。申請地内にスプリンクラーの立上げが数箇所ありましたが、これを含めて復元がなされます。よって、この転用申請を認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>質疑は後で一括してお受けします。次に、申請番号2について、事務局より説明してください。再度、4頁をお願いします。</p> <p>(資料は、4-5頁～4-8頁)</p> <p>番号2 土地の所在、大字宇谷——。地目は畑。転用面積は、241 m²です。転用計画の用途は、その他の業務用地で、施設概要は、資材置場及び工事用車両の駐車場としての転用です。借人は、宇谷の有限会社●●。貸人は、宇谷●●です。契約内容は、賃借権の設定。立地基準の判定に係る農地区分は、第2種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内であると判断し、許可根拠規定は、集落接続としています。なお、立地基準の判定については、許可権者である県とも事前協議済です。都市計画区分は、泊地域は区域外であり、公共投資、無です。</p> <p>事業内容は、資材置場及び工事用車両駐車場としての転用です。高さ10 cmの真砂土で敷き均し、転圧をして使用。申請地の周囲は、既設の道路やコンクリートブロックに囲まれているため、新たな擁壁等の設置はしません。農業振興地域整備計画の農用地からは除外済。土地改良区の実業区域外です。申請地の西側隣接農地、台帳地目は畑、現況地目は宅地の所有者の同意書が添付されています。</p>
--	--	--

		<p>頁をめくって頂き、4-5 頁が航空写真の位置図です。中央に赤色で囲っている箇所です。参考までに、申請地の左斜め上に青色で囲っているところが、借人である有限会社●●の社屋がある敷地です。社屋敷地前の道路は、幅員が狭く、トラックやダンプといった、大型化している工事用車両の出入りに苦慮しており、社屋敷地以外の適地を探していたとのことです。この度、社屋に近く、幅員の広い町道に面した申請地を転用するものです。</p> <p>次の4-6 頁が現地の写真です。左の写真は東側の町道側から、右の写真は北西側、幅員の狭い道路側から撮影しています。</p> <p>次の4-7 頁が公図です。縦に見ていただきます。申請地を黄色で、道路を茶色、水路を青色で示しています。申請地の隣接西側の一番、台帳地目は畑、現況地目は宅地の所有者の同意書が添付されています。</p> <p>次の4-8 頁が土地利用計画図です。下側が北の方角、上側が南の方角になります。申請地の北側、西側、南側は、既設のコンクリートブロックが設置されています。東側は、町道に面しています。申請地には、高さ 10 cm の真砂土で敷き均し、転圧をします。雨水は地下浸透です。汚水は発生しません。東側の町道には側溝があり、記載はありませんが、車両の進入口には、グレーチングか、鉄板を設置される予定であり、町道管理者である建設水道課と調整中です。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>申請番号 2 の説明が終わりました。続いて、現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 3 番の尾川寛信委員より報告をしてください。</p> <p>申請地は、集落の一角であります。申請地の周囲は、既存のコンクリートブロック壁で囲まれており、周辺に土砂が流出する恐れはありません。周辺農地への支障もありません。よって、この転用申請を認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>(議長)</p> <p>以上で、申請番号 1 と 2 の説明と現地確認の報告が終わりました。これより一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>横川委員</p> <p>申請番号 2 の 4-6 頁の現地の写真について、左の写真の町道に設置してある水路、溝は家庭用のものですか。</p> <p>事務局</p> <p>4-6 頁の左の写真について、手前に見える町道側からが申請地への進入口になります。そ</p>
--	--	--

	事務局	<p>会議書 5 頁です。議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁～5-5 頁)</p> <p>この度は、利用権設定関係、5-1 頁からです。</p> <p>(分割審議案件)</p> <p>それでは分割審議案件、まずは、議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。</p> <p>5-1 頁、農地番号 2、大字下浅津地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、ともに 4 年 9 か月で、無償です。耕作者は、藤津の合同会社●●で、新規契約です。</p> <p>次に、議席番号 12 番の山上真治委員関連です。</p> <p>5-1 頁、農地番号 3 から 7、はわい長瀬地内の記載の 5 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 9 年 9 か月で、農地番号 3 と 4 が無償、農地番号 5,6,7 が 10 アールあたり、米——kg の物納です。——kg は面積換算による 10 アールあたりの数値であり、実質は、3 筆合計で米——kg になります。畦草刈は地権者において実施されることから、畦草刈の労賃相当分をみる形でこのような設定をされています。耕作者は、田後の株式会社●●で、新規契約です。</p> <p>次に、農地番号 8、大字下浅津地内の記載の 1 筆の畑で、利用目的は、ほうれん草栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、9 か月で、10 アールあたり——円の有償です。実質の面積全体としては、——円になります。ビニールハウス付の畑であることから、このような設定をされています。耕作者は、田後の株式会社●●で、新規契約です。</p> <p>次に、議席番号 2 番の下田健一委員関連です。</p> <p>まずは、5-5 頁をご覧ください。大字漆原地内に町が整備している今滝梨生産団地について、この 3 月で大部分の工事が完了することから、令和 8 年 4 月からの地権者、機構、耕作者の三者での利用権設定をするものです。この 5-5 頁で概要を説明します。</p> <p>上側には地番図を、下側には一覧表を掲載しています。地番図で、黒色線が筆界であり、赤枠で示しているのが、耕作者個人として契約する土地であり、下の表で耕作者の氏名等を記載しています。地番図で、青色で示しているのが、共有地として使用する土地であり、下の右側の表に、</p>
--	-----	---

	<p>その用途等を記載しています。なお、下田委員が現在、この組織の代表をされており、共有地部分についても下田委員個人名で契約する土地となります。</p> <p>まずは、下田委員が耕作者個人として契約する農地は、——番の一部面積、残り面積は、●●の耕作地です。——番の全体面積。——番の一部面積、残り面積は、共有地の貯水槽として使用するものです。</p> <p>次に、共有地部分で、組織の代表である下田委員個人名で契約する農地として、下の表の右側に記載していますが、花粉樹園として、——番の全体面積、地番図は西側に青色で示しています。道路や水路として、記載の5筆の一部面積、地番図は、●●耕作地の北側、東側、南側であり、残り面積は、●●の耕作地です。貯水槽として、——番の一部面積、地番図は、西側に青色で示しています。格納庫として、——番の全体面積、地番図は、西側の上に青色で示しています。車回しとして、——番の一部面積、地番図は、東側隅に青色で示しています。残り面積は、●●の耕作地です。</p> <p>それでは、各筆明細の5-2頁、農地番号31からが今滝梨生産団地関係になりますが、まずは、分割審議案件の下田健一委員関連ですので、5-3頁をお願いします。</p> <p>農地番号43です。今滝梨生産団地の利用権設定、すべてに共通する事項として、2段書きとしています。上段は、設定期間が令和8年4月1日から令和10年12月31日までの2年9か月で、無償とする期間です。下段は、設定期間が令和11年1月1日から令和25年12月31日までの15年間で、有償とする期間です。なお、有償の金額記載がないのは、令和11年時点の固定資産税相当額として金額を決定し、15年間は同額とするものです。未来のことですので、現時点においては金額設定ができないため、有償のみの記載としています。また、内容（作目）欄については、共有地部分についても梨と記載されていますのでご承知ください。なお、すべてが新規契約です。</p> <p>それでは、農地番号43、——番の一部面積は、実際は共有地の貯水槽としての利用権設定です。農地番号44、——番の一部面積は、実際は共有地の水路としての利用権設定です。農地番号45、——番の一部面積は、実際は共有地の水路としての利用権設定です。農地番号46、——番の一部面積は、実際は共有地の水路としての利用権設定です。農地番号47、——番の全体面積は、実際は共有地の格納庫としての利用権設定です。農地番号48、——番の全体面積は、下田健一個人の耕作地としての利用権設定です。農地番号49、——番の全体面積は、実際は共有地の花</p>
--	--

	<p>(議長) 河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員 (議長)</p> <p>事務局</p>	<p>粉樹園としての利用権設定です。農地番号 50、——番の一部面積は、実際は共有地の車回し場としての利用権設定です。農地番号 51、——番の一部面積は、下田健一個人の耕作地としての利用権設定です。農地番号 52、——番の一部面積は、実際は共有地の道路・水路としての利用権設定です。農地番号 53、——番の一部面積は、実際は共有地の水路としての利用権設定です。</p> <p>5-4 頁です。農地番号 54、——番の一部面積は、下田健一個人の耕作地としての利用権設定です。説明が長くなりましたが、分割審議案件の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>下田委員関連で、組織の代表者になっていることから、共有地部分も下田委員の名前で契約するということですね。</p> <p>機構経由の利用権設定について、組織が契約するには、法人格をもつ組織でないと契約できません。この生産団地は、任意組織であるため、誰か代表者の名前で契約する必要があるためです。わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 2 から 8、43 から 54、計 19 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 2 から 8、43 から 54、計 19 の案件については、原案のとおり意見決定致します。それでは、退席委員に復席していただきます。</p> <p>(2 番 下田健一委員、10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員 着席)</p> <p>それでは、3 名の委員の復席を確認しましたので審議を続けます。議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、事務局より説明してください。</p> <p>(分割審議以外の案件)</p> <p>5-1 頁です。農地番号 1、大字川上地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、4 年 9 か月で、無償です。耕作者は、川上の●●で、新規契約です。</p>
--	---	--

		<p>農地番号 9,10,11、大字下浅津及びはわい長瀬地内の記載の 3 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、農地番号 9 と 10 が 9 か月、農地番号 11 が 4 年 9 か月で、無償です。耕作者は、倉吉市の株式会社●●で、農地番号 9 と 10 が実質は更新、農地番号 11 が新規契約です。</p> <p>農地番号 12 から 24、大字光吉地内の記載の 13 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、すべて 4 年 9 か月で、無償です。耕作者は、宮内の●●で、すべて新規契約です。</p> <p>5-2 頁です。</p> <p>農地番号 25,26,27、はわい長瀬地内の記載の 3 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 5 年 9 か月で、無償です。耕作者は、はわい長瀬の株式会社●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 28,29,30、この 3 筆は、備考欄に記載のとおり再生事業を行うものです。大字原地内の記載の 3 筆の現況が畑の農地で、利用目的はイチゴ栽培です。地権者が機構に設定する権利は、9 年 9 か月で、無償です。荒廃化している農地を再生され次第、機構が耕作者に利用権設定をするため、現時点では、耕作者情報は空欄としています。新規の契約です。参考までに、耕作者は、鳥取市在住の人で、新規の青年等就農者として、令和 8 年 1 月 27 日付で、町が認定しています。</p> <p>農地番号 31 からが、今滝梨生産団地関係になります。分割審議案件の説明でも触れましたが、退席者がありましたので、再度 5-5 頁で概要を説明します。大字漆原地内に町が整備している今滝梨生産団地について、この 3 月で大部分の工事が完了することから、令和 8 年 4 月からの地権者、機構、耕作者の三者での利用権設定をするものです。上側には地番図を、下側には一覧表を掲載しています。地番図で、黒色線が筆界であり、赤枠で示しているのが、耕作者個人として契約する土地であり、下の表で耕作者の氏名等を記載しています。地番図で、青色で示しているのが、共有地として使用する土地であり、下の右側の表に、その用途等を記載しています。なお、分割審議案件の下田委員個人の耕作地の説明、現在、下田委員がこの組織の代表をされており、共有地部分についても下田委員個人名で契約する土地の説明については終えていますので省略します。</p> <p>分割審議以外についての説明です。一覧表で説明しますので、上の地番図と照らしながらご覧</p>
--	--	--

ください。一覧表の左側から、●●は、記載の 6 筆を耕作します。——番は全体面積、その他は一部面積です。●●は、記載の 2 筆を耕作します。——番は全体面積、——番は一部面積です。●●は、記載の 2 筆を耕作します。——番は一部面積、——番は全体面積です。●●は、記載の 2 筆を耕作します。——番は全体面積、——番は一部面積です。

一覧表の中央です。●●は、記載の 4 筆を耕作します。——番は一部面積、その他は全体面積です。再度、●●は、記載の 5 筆を耕作します。——番と——番は一部面積、その他は全体面積です。●●は、記載の 2 筆の全体面積を耕作します。●●は、記載の 2 筆の全体面積を耕作します。なお、この 2 筆は、赤字で自作地と記載をしています。本人の農地であるため、各筆明細には出てきません。利用権設定をする必要のない農地ですのでご承知ください。●●は、記載の 1 筆の全体面積を耕作します。以上が概要です。

それでは、各筆明細の 5-2 頁、農地番号 31 からになります。今滝梨生産団地の利用権設定、すべてに共通する事項として、2 段書きとしています。上段は、設定期間が令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 2 年 9 か月で、無償とする期間です。下段は、設定期間が令和 11 年 1 月 1 日から令和 25 年 12 月 31 日までの 15 年間で、有償とする期間です。なお、有償の金額記載がないのは、令和 11 年時点の固定資産税相当額として金額を決定し、15 年間は同額とするものです。現時点においては金額設定ができないため、有償のみの記載です。なお、すべてが新規契約となります。

農地番号 31 から 34 の 4 筆、農地番号 33 が一部面積、その他は全体面積の設定です。耕作者は、はわい長瀬の●●です。

農地番号 35 から 40 の 6 筆、農地番号 40 が全体面積、その他は一部面積の設定です。耕作者は、藤津の●●です。

5-3 頁です。農地番号 41 と 42 の 2 筆、ともに全体面積の設定です。耕作者は、北福の●●です。

5-4 頁です。農地番号 55 から 59 の 5 筆、農地番号 55 と 59 が一部面積、その他は全体面積の設定です。耕作者は、方地の●●です。

農地番号 60 と 61 の 2 筆、農地番号 60 が全体面積、61 が一部面積の設定です。耕作者は、北福の●●です。

農地番号 62 と 63 の 2 筆、農地番号 62 が一部面積、63 が全体面積の設定です。耕作者は、藤

	<p>(議長) 横川委員 (議長) 事務局</p>	<p>後に、所有者、所有者死亡の場合は納官人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。なお、記載の地目については、この後写真も見ていただきますが、町民生活課の評価係が判断している現況地目も参考に記載しています。</p> <p>具体的に、位置図と現況写真により説明します。6-3 頁、番号 1 から 34 まで、すべての位置図であり、赤色で示しています。この図の中央、東西に走っているのが山陰道になります。次の 6-4 頁以降が現況写真になります。</p> <p>6-4 頁です。左上の番号 1 と 8 は、畑から原野に地目変更、番号 5 は、畑から山林に地目変更するものです。右上の番号 2 は、畑から原野に地目変更、番号 4、6、7 は、畑から山林に地目変更するものです。左下の番号 3 は、畑から山林に地目変更、右下の番号 9 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> <p>6-5 頁です。左上の番号 10 は、畑から山林に地目変更、右上の番号 11 は、畑から山林に地目変更、左下の番号 12、13、14 は、畑から山林に地目変更、右下の番号 15、16、17、21、22 は、畑から山林に地目変更するものです。</p> <p>6-6 頁です。上の番号 18 と 19 は、畑から原野に地目変更、左下の番号 20 は、畑から山林に地目変更、右下の番号 23、33、34 は、畑から山林に地目変更するものです。</p> <p>6-7 頁です。左上の番号 24、右上の番号 25、右下の番号 28 は、畑から山林に地目変更、左下の番号 26 と 27 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> <p>6-8 頁です。左の番号 29 は、畑から山林に地目変更、右の番号 30、31、32 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> <p>以上、34 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3 ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うことになりました。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>原野と山林の違い、区別はどういうことでしょうか。</p> <p>先月も同じ質問がありました。原野と山林の区別は、見た目ですということでした。</p> <p>一般的に言われているのは、原野は、人の背丈程度の雑草等が繁茂している状態、山林は、それ以上の樹木等がある状態です。</p>
--	---------------------------------------	--

5 その他	横川委員 (議長)	わかりました。
	松本推進委員	その他に質疑はございますか。
	事務局	6-4 頁の現地の写真で、番号 1 は、上に道路が通っていますが、道路が通っていても畑になっていることはあるのでしょうか。
	事務局	まずは、6-3 頁の航空写真の位置図を見ていただきますと、実際には番号 1 の上に道路は通っていません。この航空写真はシステムから出したものであり、上から見た図です。6-4 頁は、職員が現地まで出向き、写真を撮っています。番号 1 は、上から撮ることができないため、横から撮影したものです。写真上に区画線を人力で描いていますので、このような形となっています。ご理解ください。
	松本推進委員 (議長)	わかりました。
	松本推進委員 (議長)	その他に質疑はございますか。
	松本推進委員 (議長)	それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。
	松本推進委員 (議長)	議案第 49 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを可と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	事務局	《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 49 号「非農地の決定について」は、34 件、すべてを原案のとおり可とすることに議決致します。以上で議事を終わります。
	事務局	それでは、日程 5.その他に移ります。
事務局	(1) 3 月農家相談会の日程について、説明してください。	
事務局	○ 3 月農家相談会の日程について 3 月 19 日 (木) 午前 9 時～正午 担当：③ 尾川寛信 委員、④ 山田隆雄 委員、⑳ 倉本哲男 推進委員	
事務局	(2) 4 月定例総会の日程について、説明してください。	
事務局	○ 4 月定例総会の日程について 4 月 15 日 (水) 午後 3 時～ 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 ④ 山田隆雄 委員、⑥ 山下和子 委員、⑲ 音田孝好 推進委員	
事務局	(3)その他について、説明してください。	

<p>6 閉会</p>	<p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>○改選に伴う農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について 募集期間：3月19日（木）～4月20日（月） 推薦または応募用紙及び必要書類を農業委員会事務局へ提出してください。</p> <p>○2025年 農業委員会活動記録セットの提出について 3月31日までの活動を記録したうえで、4月3日（金）までに事務局へ提出してください。 東郷支所、または泊支所経由の提出でも構いません。県への報告の関係から提出期限は厳守してください。なお、2026年の活動記録セットを本日配布します。4月1日以降の活動は、こちらに記入してください。 事務局からは以上です。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和7年度第12回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時35分)</p>
-------------	------------------------------------	---